



改正クリーンウッド法の制度説明会

コンプライアンスと改正クリーンウッド法

御田 成顕

(森林総合研究所)

2024年10月10日仙台市；10月21日熊本市；11月12日広島市；11月26日東京

森林・林業・林産業への期待 コンプライアンス

- ① 違法伐採の何が問題か？
- ② 国内外の違法伐採対策
- ③ DDとは？
- ④ 国内における盗伐の事例紹介
- ⑤ 責任ある素材生産と木材流通のために

違法伐採の 何が問題か？



違法伐採の定義

違法伐採の定義

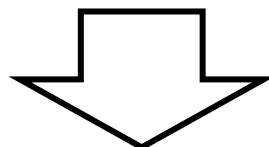
CW法：我が国又は外国における違法な森林の伐採

本報告：法律に違反した伐採と流通

段階	具体例
伐採	<ul style="list-style-type: none">■ 無許可の伐採，期限切れの許可使用，許可の偽造■ 伐採許可のエリア外や伐採許容量以上の伐採■ 保護種の伐採や保護区内での伐採
輸送	<ul style="list-style-type: none">■ 無許可での輸送■ 許可証の再利用
加工	<ul style="list-style-type: none">■ 数量偽装■ 保護種の加工■ 在庫数量の偽装
流通	<ul style="list-style-type: none">■ 許可もしくは報告されていない輸送■ 密輸

違法伐採の何が問題か？

環境犯罪の規模拡大と複雑化



最大の環境犯罪

違法伐採問題

経済的損失

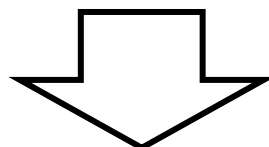
木材価格低下
市場の混乱
歳入の減少

自然環境の悪化

生物多様性の減退
温室効果ガスの排出

ガバナンス悪化

汚職の蔓延



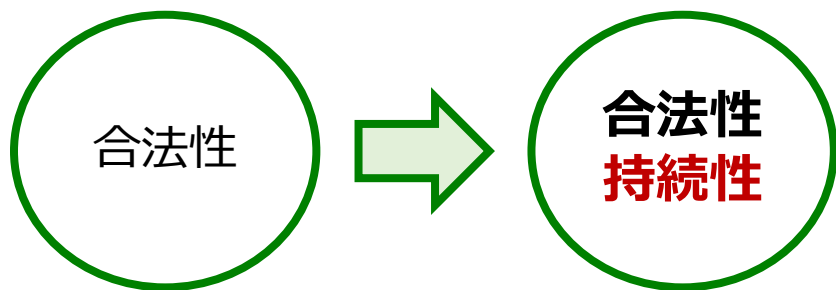
持続可能な森林経営実現の障壁

国内外の違法伐採対策



内容	
～1990年代 後半	国際的認知は低い 違法伐採問題は内国問題
1990年代 後半～	持続可能な森林経営の阻害要因として、 違法伐採が国際的な問題となる
2001年	国際交渉・国際的合意の進展： 東アジアFLEG：生産国と消費国の双方で 対策することで合意
2003年	EU「森林法の執行・ガバナンス・貿易に関 するEU行動計画（EU-FLEGT）」が公表
2005年	グレンイーグルズサミット： 生産国側のガ バナンス・法執行強化の支援を約束

内容	
2008	米国：改正レイシー法
2012	オーストラリア：違法伐採禁止法
2013	EU木材規則 違法木材・木材製品の市場流入禁止
2018	韓国：木材の持続可能な利用に関する法律
2020	中国：改正森林法
2023	EU森林減少フリー製品に関する規則 森林破壊に関与していない製品利用を促進



内容	
2000	九州・沖縄サミット：違法伐採に対処する
2003	インドネシアとの二国間協力
2006	グリーン購入法 のもとで、政府調達の対象を合法木材にする（ ガイドライン ）
2017	クリーンウッド法 の施行：事業者の木材の合法性確認の実施、合法木材の利用と流通を促進
2023	クリーンウッド法の改正
2025	改正クリーンウッド法の施行

日本は木材消費国として対応し、国内の制度を整備してきた



合法木材と国内の法制度

〔素材生産〕 森林法

- 伐採造林の届出（伐採届）
- 保安林の伐採許可
- 林地開発
- 森林計画，森林経営計画

※このほか，自然公園法、鳥獣保護法、文化財保護法、砂防法等も

〔流通〕 木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン（通称「**ガイドライン**」）

- グリーン購入法に対応し，2006年開始
- **合法木材供給事業者**の認定と合法性の連鎖

〔流通〕 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「**クリーンウッド法**」）

- 2017年施行，2023年法改正
- 合法的に伐採された木材・木材製品の流通・利用促進が目的
- 木材を利用する事業者に対し，木材の合法性確認を義務付け

国内における森林・林業への注目の高まり

地球温暖化や災害の激甚化を背景に森林の多面的機能への期待の高まり

SDGs（持続可能な開発目標）

- 目標15「陸の豊かさを守ろう」
- 目標12「つくる責任つかう責任」

2050年カーボンニュートラル

- 2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロにする
- 森林・木材の炭素吸収・貯蔵機能に期待

森林・林業基本計画「グリーン成長」（2021-）

- 林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展
- 社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与

みどりの食料システム戦略（2021-）

- 持続可能な資材・エネルギーの調達
- 人工林資源の循環利用の確立

森林環境税の徴収開始 ← 国民の森林に対する目が厳しく

書籍にも取り上げられる違法伐採



国際イベントでの木材調達基準

東京五輪の木材調達基準

持続可能性に配慮した木材の調達基準（抜粋）

2. 組織委員会は、木材について、持続可能性の観点から以下の①～⑤が特に重要と考えており、これらを満たす木材の調達を行う。
 - ① 伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する **法令等に照らして手続きが適切になされたもの** であること
 - ② 中長期的な計画又は方針に基づき **管理経営されている森林に由来するもの** であり、森林の農地等への転換に由来するものでないこと
 - ③ 伐採に当たって、 **生態系の保全に配慮** されていること
 - ④ 伐採に当たって、先住民族や **地域住民の権利に配慮** されていること
 - ⑤ 伐採に従事する **労働者の安全対策** が適切に取られていること
3. FSC, PEFC, SGEC による **認証材** については、上記2の①～⑤への適合度が高いものとして原則認める。
4. サプライヤーは、上記3または4に該当する木材を選択する上で、国内林業の振興とそれを通じた森林の多面的機能の発揮等への貢献を考慮し、国産材を優先的に選択すべきである。

国際イベントでの木材調達基準

大阪・関西万博の木材調達基準

持続可能性に配慮した木材の調達基準

- ① 伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する**法令等に照らして手続きが適切になされたもの**であること
- ② 中長期的な計画又は方針に基づき**管理経営されている森林に由来するもの**であること
- ③ 伐採に当たって、**生態系が保全**され、泥炭地や天然林を含む**環境上重要な地域が適切に保全**されており、また、森林の農地等への転換に由来するものでないこと
- ④ 森林の利用に当たって、先住民族や**地域住民の権利が尊重**され、事前の十分な情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること
- ⑤ 伐採に従事する**労働者の労働安全・衛生対策**が適切に取られていること

合法性+持続性に配慮した木材がスタンダードへ

求められる木材=合法性+持続性

合法性

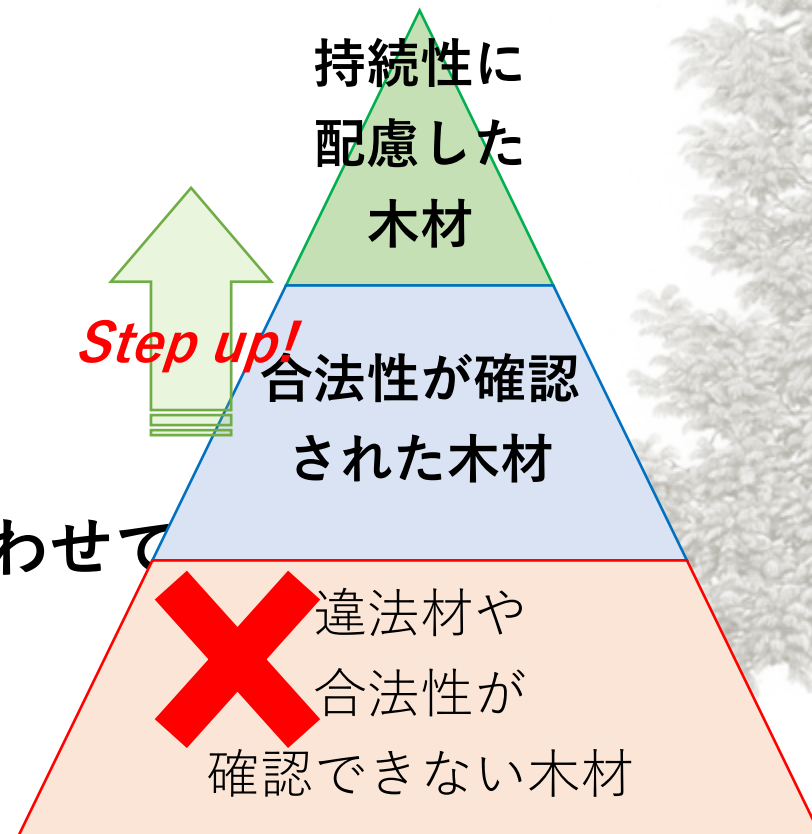
- 森林法を遵守

持続性

- 労働安全法規の遵守（人権の保護）
- 自然環境
- 地域社会
- 事業としての持続性

改正クリーンウッド法の運用にあわせて

- 合法性の確保（コンプライアンス）
- 所有者や事業体の長期的な事業（収益）への寄与
- 自然環境や地域社会への寄与
- 会社の企業風土の醸成や信用アップ



責任ある 素材生産と木材流通： コンプライアンス

カタカナ語の振り返り

- ✓ コンプライアンス
- ✓ デューデリジェンス (DD)
- ✓ リスクベースアプローチ
- ✓ サプライチェーン
- ✓ トレーサビリティ

コンプライアンス

- 「**コンプライアンス** (compliance) 」：
 - 法令遵守の意味に加え，企業倫理や社会規範も含む
- コンプライアンス違反のリスク
 - 損害賠償責任
 - 社会的信用の失墜
 - 従業員の離職
- コンプライアンス違反が起きる原因
 - コンプライアンスの知識がない
 - 会社組織の風土・文化
 - 内部に防ぐ仕組みがない。
- コンプライアンス違反を起こすと，企業の信用は失墜し，ブラック企業のレッテル。すぐに情報は拡散される時代。トップが正しく認識し，守るべき規範を示すことが大事。

DD（デューデリジェンス）

■ デューデリジェンス（DD）

- 「当然（払われるべき）努力」，「相当な注意義務」を意味
- 木材に対するDD
 - 違法でないことを確実にするための確認や調査
- 木材・木材製品の合法性リスクにおけるDDは3ステップ
 1. 情報を集める
 2. リスクを評価する
 3. リスクを緩和・軽減する
- 木材・木材製品の合法性リスク
 - 木材の生産・流通・加工・売買・輸出手続きなど，すべての段階での違法行為の発生する可能性

DD (デュージェンズ)

■ デュージェンズ (DD)

- 「証明」ではなく「自己責任」
- リスクの程度が「無視できる」「許容できる」と自社が納得できるまで確認すること
- 100%「白」は存在しない
- 合法性証明の書類は集めるだけではダメ，確認が必要

■ 改正クリーンウッド法におけるDD

- 原材料情報およびその他関連情報を踏まえて合法性を確認。
- 国の役割は「法令等情報の提供，制度の普及」
= どこまで確認すれば「合法性が確認できた」とみなすかの判断基準は示さない。判断基準となる情報を提供する。
= 責任はもたない。
- 各社は体制整備とともに，合法性が確認されたとみなす判断基準を作成しなければならない。
- 書類を受け取るだけでは確認としては不十分

リスクはどこに潜んでいるのか？

伐採段階

売買

輸出

盗伐

許可書偽造・
不正利用

輸送・加工
許可書偽造・
不正利用

書類の偽造・
不正利用

許可量超
の伐採

禁止区域・
樹種の伐採

数値
改ざん

数値
改ざん

etc...

先住民族等の
権利侵害

違法伐採木の
混入

リスクベースアプローチ

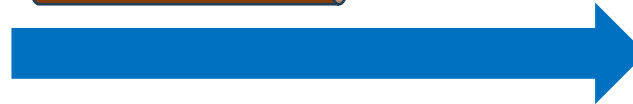
- DD：あらゆるリスクに対して画一的に手間や費用をかけて対策することは効率的でなく、現実的でない。負担大。
- リスクの大きさに応じた優先順位付けや対策 = **リスクベースアプローチ**
 - 取り扱う樹種・製品や調達先により違法伐採リスクは異なる。
 - リスクに応じて、樹種・製品、調達先に応じた評価をすることで効率的になる。
 - 違法伐採リスクは国内外の情勢により常に化する。日常的・恒常的に行うべきもの。

リスクベースアプローチ

低



調達



木材関連事業者

簡易なDD



調達



木材関連事業者

詳細なDD

高

違法伐採リスク

林野庁 クリーンウッドナビ
「リスク評価の参考になる関連情報提供サイト」
が参照できる

林業におけるリスクの緩和・軽減

● サプライチェーンの マッピング(地図化)

その製品がサプライチェーンにおいてどのように加工されていくのか(形状を変えていくのか)理解することが大切です。またそのサプライチェーンに誰がどのように関わっているのかも把握します。



サプライチェーンの
マッピング(地図化)及びトレーサビリティ(追跡可能性)の有無

● トレーサビリティ (追跡可能性)の有無

その製品を納入してくれた事業者名を確認し、「その上流の事業者は誰か?」という視点で事業者の先の先へ進み、伐採地までサプライチェーンをさかのぼっていきます。

リスクを知る上で樹種と伐採国・地域を把握することは必須です。またさらなるリスク評価にはサプライチェーンの把握とトレーサビリティ(追跡可能性)の有無についても必要となるため、その見通しをたてておくことが大切です。



1 サプライチェーンの厳密な確認

- サプライチェーンに関して入手可能なすべての書類を入手し、トレーサビリティを精査することで違法行為に関与していないことを確認します。
- 書類では十分に確認ができない(説明責任を果たせない)場合は現地調査を実施します。

サプライチェーンの精査によりリスクが緩和されなければ、調達を見直します。

2 調達材の見直し

- 信頼度の高い認証材への切替え、サプライヤーへの認証取得要請・支援
- 樹種、伐採国・地域の変更

リスクの低い木材への転換

リスクの高さと緩和にかかるコストや時間は比例する 경우가多く、調達している木材のリスクが高ければ高いほど、切替えに相応のコストがかかります。早期の取組みは、よりコストを抑えることができます。

3 サプライヤーの変更

上記のような要請に非協力的なサプライヤーの場合は取引停止も視野に入れます。

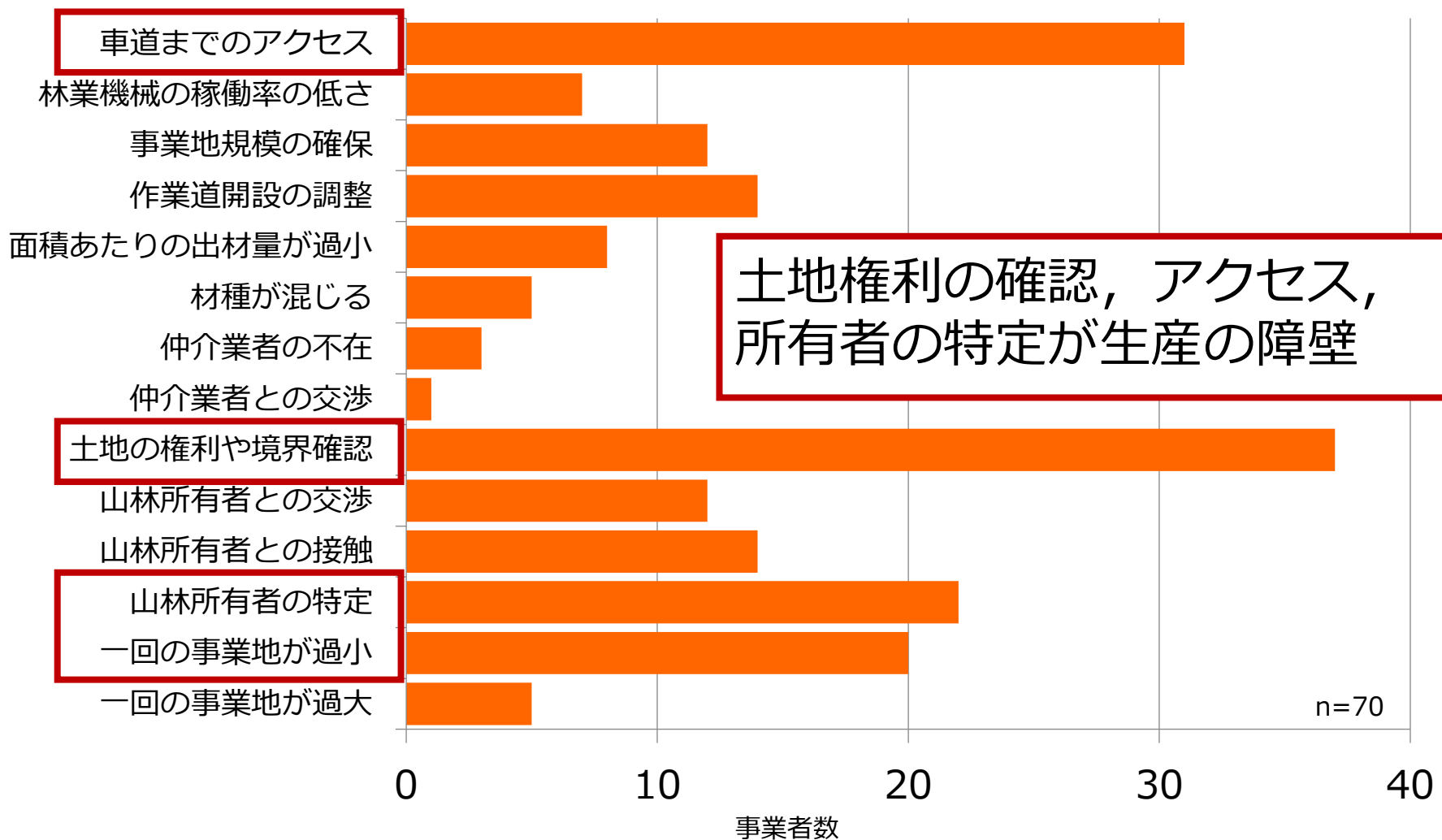
国内の違法伐採の事例



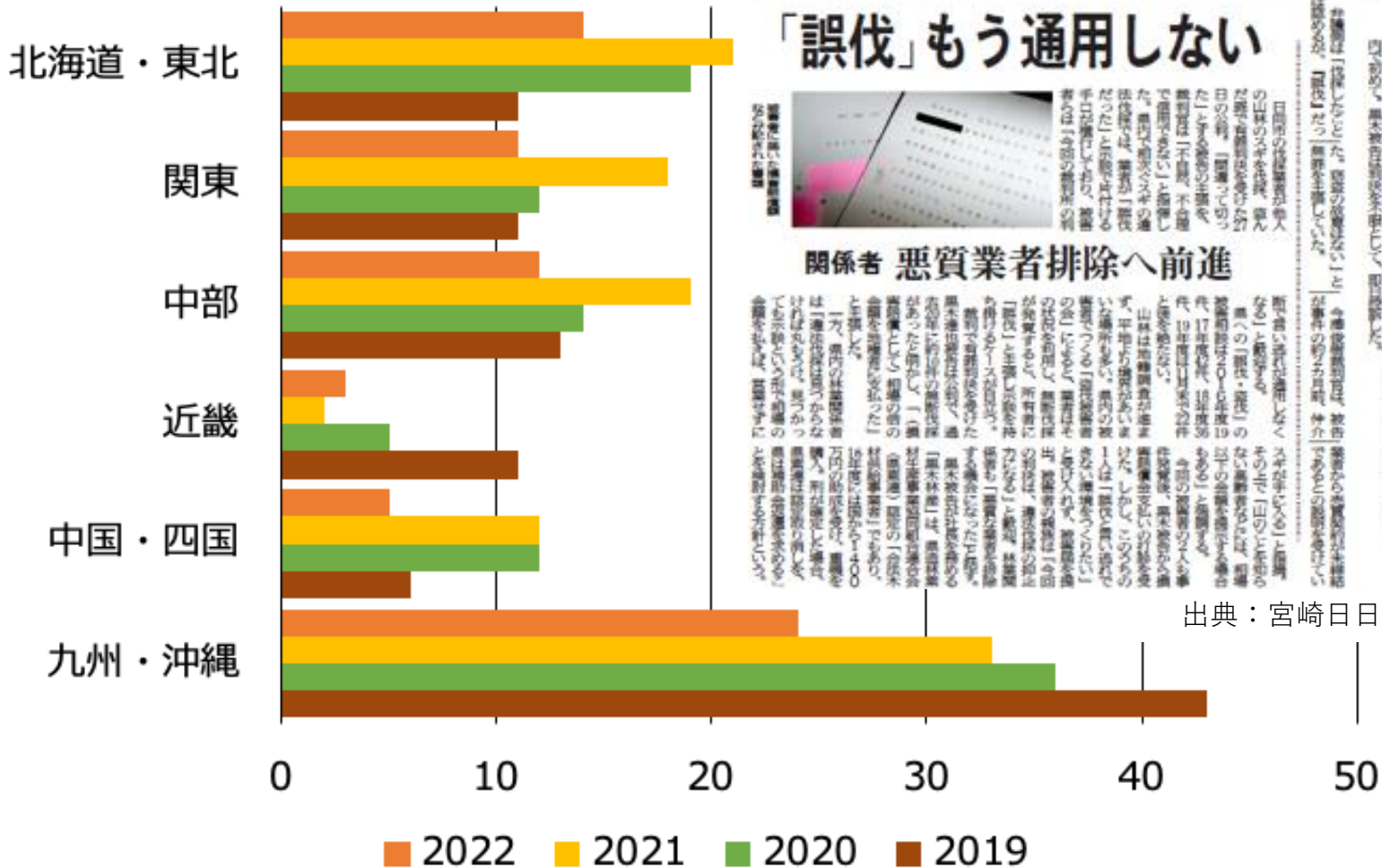
現場での素材生産の障壁：宮崎県の事例

宮崎県の素材生産事業者へのアンケート調査結果

さまざまな苦勞のなかで素材が生産されている



無断伐採の増加

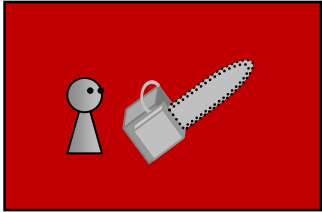


出典：宮崎日日新聞（2020.1.28）

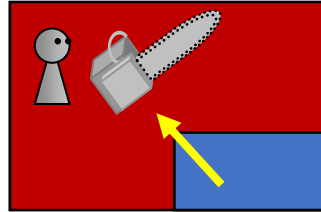
無断伐採の相談件数

出所：林野庁ウェブサイトより作成

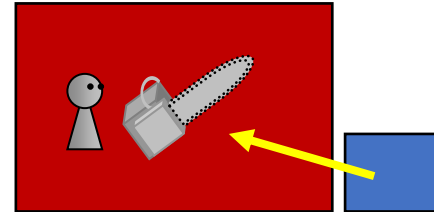
①無届伐採



②越境して盗伐



③伐採届が違う場所

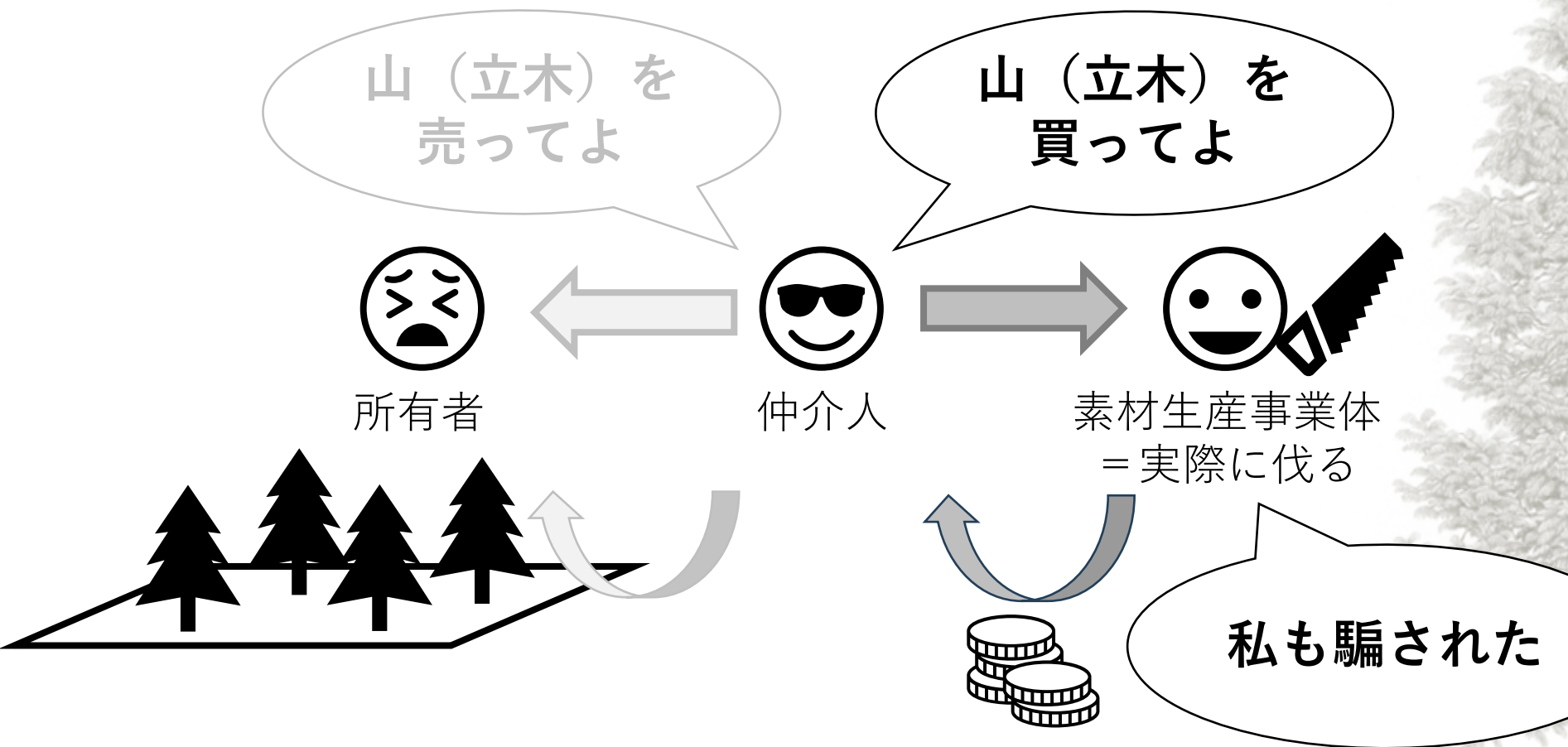


伐採届を出した場所
 盗伐場所



	伐採届	無断伐採の経緯
1	無届	土場として了承したら，了承していないスギが伐採。
2	偽造	他人の伐採届に地番を入れ込まれた。
3	無届	異なる場所の伐採届で伐採。さらに売買契約書も偽造。
4	無届	無届伐採。突然伐られていた。
5	偽造	仲介業者による偽造伐採届により伐採。
6	偽造	仲介業者から土場にしたいという申し出を了承し，白紙の伐採届に署名後，地番を入れ込まれ伐採。
7	無届	隣接地の伐採届を用いて越境して伐採。

御田・都築（2022）



- 所有者に無断で素材生産事業体へ売却
- 素材生産事業体も騙されている？

どのようにリスクを
回避・緩和するか
リスクの低い
取引相手の選定

DDの参考となる取引相手の選定情報

31



国際森林認証制度



SGEC/31-01-01

SGEC/PEFCジャパン

一般社団法人 緑の循環認証会議・日本PEFC認証管理団体



PEFC/31-01-01

Sustainable Green Ecosystem Council / PEFC National Governing Body in Japan



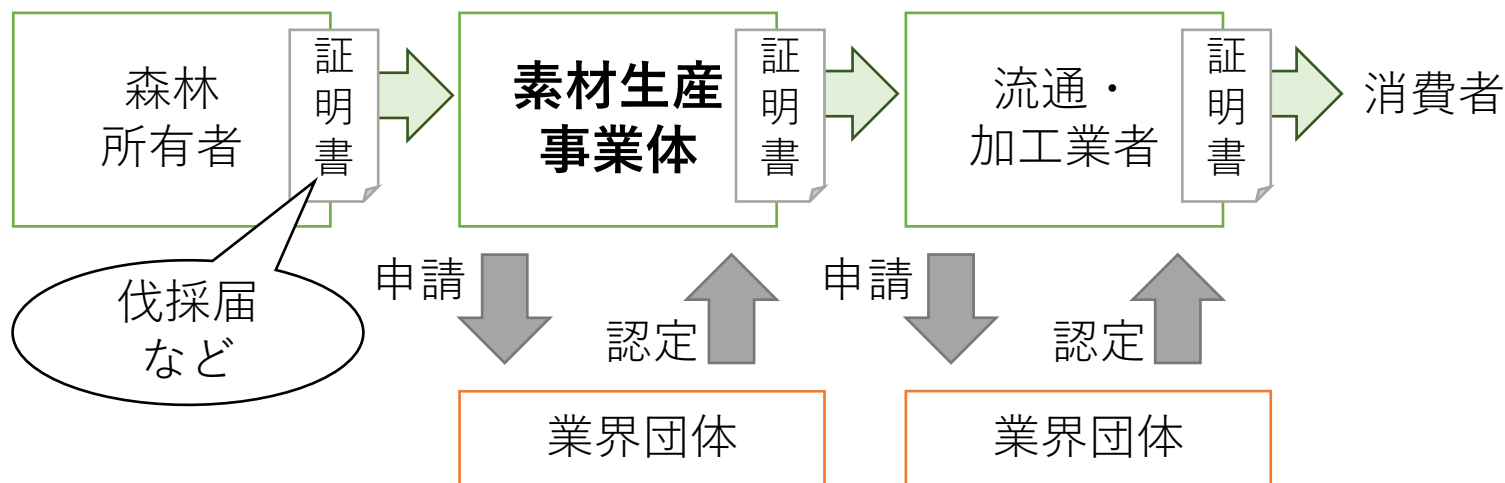
出所：合法木材ナビ https://www.goho-wood.jp/nintei/meibo_info.php ; FSC Japan <https://jp.fsc.org/jp-ja>
SGEC/PEFCジャパン <https://sgec-pefci.jp> ; ひむか維森の会 <https://himukaishin.com>

31

木材の合法性の法制度：ガイドライン

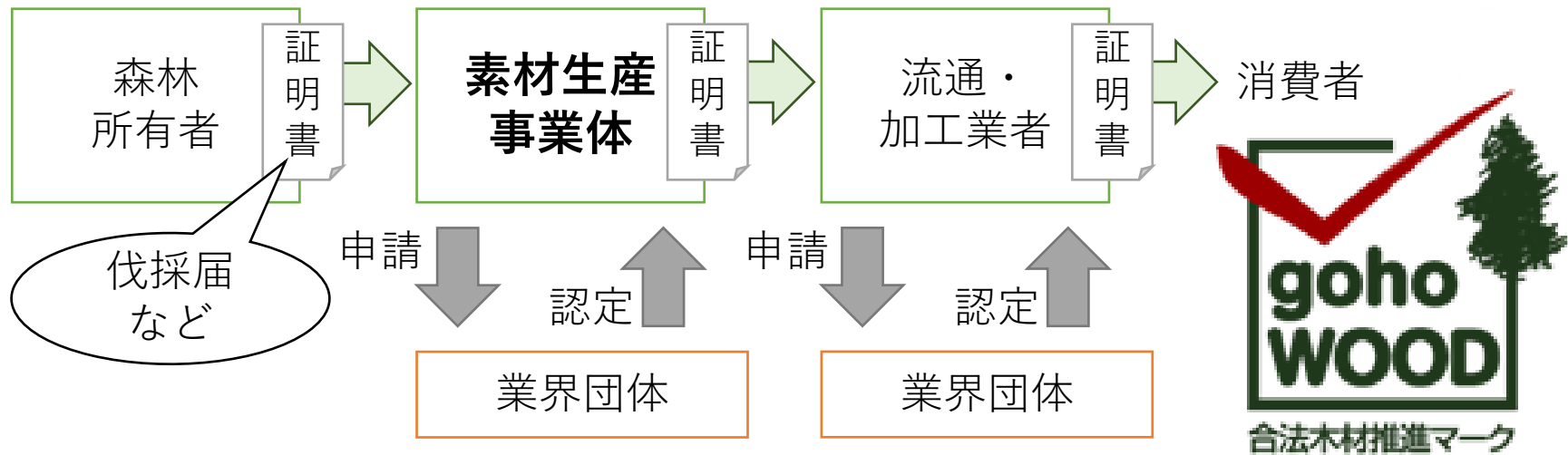
32

木材・木材製品の合法性，持続可能性の
証明のためのガイドライン（2006年開始）
合法木材供給事業者の登録制度



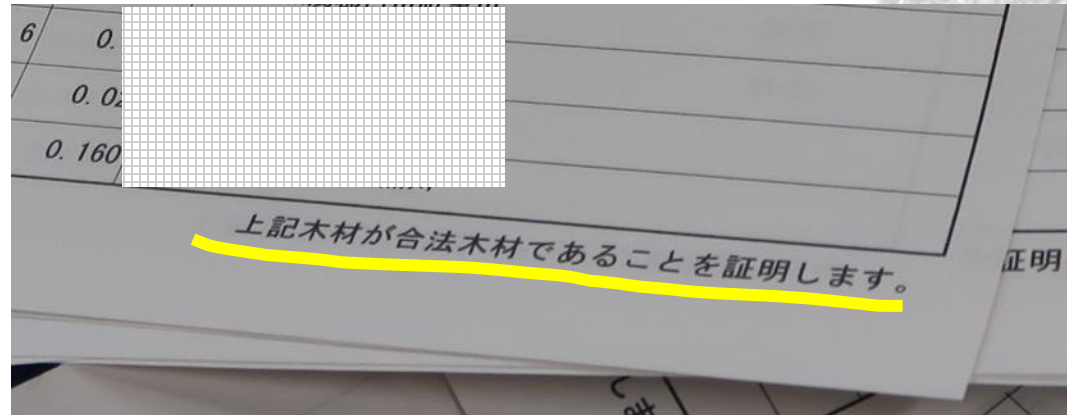
合法証明書の「連鎖」で合法性を伝達する
合法木材供給事業者 **12,048社**

木材の合法性の法制度：ガイドライン



合法木材供給事業者 12,048社

- すでに構築された連鎖を活用することは有用
- ただし「合法木材です」スタンプの伝達だけでは不十分



森林認証：SGEC/PEFC

SGECの7つの基準

- ① 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定
- ② 生物多様性の保全
- ③ 土壌及び水資源の保全と維持
- ④ 森林生態系の生産力及び健全性の維持
- ⑤ 持続的森林経営のための法的、制度的枠組
- ⑥ 社会・経済的便益の維持・増進及び地球温暖化防止への寄与
- ⑦ モニタリングと情報公開



持続可能な森林管理の基準

持続可能な森林管理の基準は、環境・社会・経済の三つの側面からなり、これらがバランスよく守られていることにより、森林の“持続可能”な管理が実現します。

環境

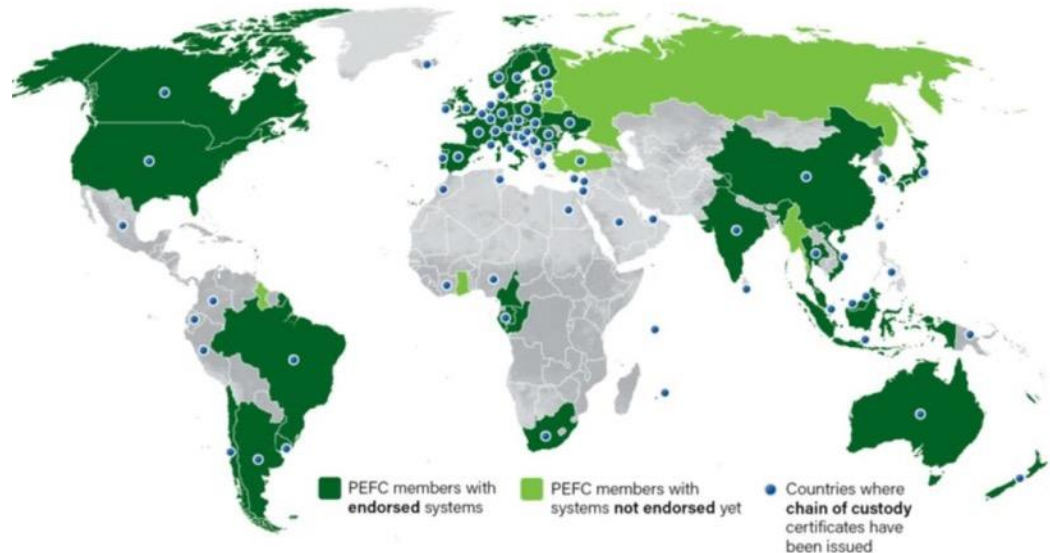
- 植物相、動物相の維持・増大
- 生物多様性・危機種の保護
- 価値ある生息地の保護
- 水質と土壌の保全
- 伐採後の再生

社会

- 就労者の健康と安全
- 先住民や林業従業者の人権と労働権利の尊重
- 地域コミュニティのための森林の多角的な利用
- 精神・宗教・伝統・景観上の役割と価値

経済

- 地元住民への就労機会
- 森林所有者の収入
- 素材としての木材の提供
- 林業・紙・木材業、貿易





FSC®の原則と基準

原則 1. 法律の順守



- 商業・法人登記
- 土地の所有・使用权
- 納税
- 不法行為への対策
- 汚職防止

原則 2. 労働者の権利

- 男女平等
- 安全衛生
- 最低賃金
- 教育訓練
- 労働災害補償



原則 3. 先住民族の権利

- 先住民族との協議
- 伝統的な権利の保障
- 重要な場所の特定・保護
- 知的財産の保護

原則 4. 地域社会との関係

- 地域の利害関係者の特定
- 地域社会との協議
- 地域経済への貢献
- 苦情解決
- 公正な補償



原則 5. 森林からの便益



- 利用資源の多様化
- 持続可能な資源採取
- 地元サービスの優先
- 採算性

原則 6. 環境

- 環境影響評価
- 絶滅危惧種やその生息域の保護
- 原生林の保護
- 河川・溪流の保護
- 自然の森の転換の禁止



原則 7. 管理計画

- 理念と方針
- 目標の設定
- 具体的計画の作成
- 管理計画の公開
- 利害関係者の関与

原則 8. モニタリング

- 手順、方法の決定
- モニタリング実施の記録
- 分析結果の計画への反映
- 結果の公開
- 販売管理



原則 9. 高い保護価値 (HCV)



- 利害関係者との協議
- 高い保護価値の調査、特定
- 保護のための方針と活動計画
- HCVのモニタリング

原則 10. 管理活動の実施

- 伐採後の更新
- 在来種の優先使用
- 遺伝子組み換え生物の不使用
- 肥料、農薬、外来種の制限
- 土壌保全
- 廃棄物の処理



チェックツリーツアーのための
CHECK LIST

裏面のCHECK LISTを
見ながら森林をまわろう!





森林認証 ～ 木を使うことで森は豊かになる

適正に管理された認証森林から生産される木材等を
生産・流通・加工工程でラベルを付すなどして分別
し、表示管理することにより、消費者の選択的な購
入を通じて持続的な森林経営を支援する仕組み

サプライチェーン



FM認証

森林管理認証

FSCの理念に沿った
森林管理をしていること
(Forest Management)

CoC認証

加工・流通過程認証

FSC認証の木材が、そうでない木材と
分別されて加工流通されていること
(Chain of Custody)

素材生産の 認証制度

Certification for
Responsible
Logger



■ 責任ある素材生産事業者認証（CRL認証）

- 主に宮崎県の素材生産業者有志によるNPO法人「ひむか維森の会」により始められる
- 「行動規範」「伐採搬出ガイドライン」を作成
 - 所有者と立会確認，作業計画の説明，再造林の提案
 - 作業時の環境配慮
 - 手続きなどの遵守
- 素材生産業者のガイドラインの遵守状況を審査し「責任ある素材生産事業者認証（CRL認証）」を発行，37事業者が認証取得（2024年）
- 2018年度「鹿児島県CRL認証」が開始
- 全国展開に向け，2022年「伐採搬出・再造林ガイドライン全国連絡会議」設立

例：素材生産業界の信頼を高める取り組み

ひむか維森の会「行動規範」（抜粋）

1. 森林所有者に対して：
素材生産事業体は、森林所有者の林業経営を支援する。
2. 木材産業に対して：
素材生産事業体は、優れた技術力の発揮と森林資源保続への努力によって、木材産業の発展に寄与する。
3. 国民と地域社会に対して：
素材生産事業体は、伐採搬出作業において森林環境の保全と地域住民の安全で快適な生活の確保に努める。
4. 従業員に対して：
素材生産事業体は、従業員に対し、働きがいのある職場を提供する。



第三者による事業地の現地確認



書類確認

詳しくは
ウェブで



CRL認証ロゴマーク

<https://himukaishin.com/>

伐採搬出ガイドラインの取り組み

伐採搬出・再造林ガイドライン
全国連絡会議

CRL認証鹿児島県



令和6年2月9日(金)



活動レポート



2022.09.01
第5回伐採搬出・再造林ガイドラインサミット in
東京が開催されました



メニュー

- ▶ CRL認証事務局
- ▶ 伐採・搬出・再造林ガイドライン
- ▶ CRL認証基準
- ▶ CRL認証の申込方法
- ▶ 各現場ごとに作成しておく3種のシート
- ▶ 一つ星認証登録事業者一覧
- ▶ CRL認証事業者一覧

最新記事

- 📄 CRL認証事業者一覧
- 📄 一つ星認証登録事業者一覧
- 📄 各現場ごとに作成しておく3種のシート
- 📄 CRL認証事務局
- 📄 CRL認証の申込方法

鹿児島県CRL認証サイトとは

鹿児島県森林組合連合会(県森連)と鹿児島県素材生産事業連絡協議会(県素連)では、近年増加している主伐による素材生産現場で散見される、再造林放棄による林地荒廃が社会的に危惧されるなか、2016年に「伐採・搬出・再造林ガイドライン」を自主的に制定し、素材生産業における環境配慮に取り組んで来ました。

そして2018年には、地域社会からより一層の信頼を獲得するため、「責任ある素材生産事業者認証制度(CRL認証制度)」を新たに立ち上げました。2023年までに二つ星認証が15、三つ星認証が7事業者誕生しました。認証事業者の現場にはCRL認証の旗やのぼりが立っていますので、すぐにそれと分かります。

お知らせ

▶ 令和6年度現場審査(二つ星)募集要項(2024年8月1日)

令和6年度のCRL認証現場審査を下記により募集致します。

募集期間：令和6年9月1日～9月30日

募集要領：現場審査申請様式1～3を作成し、郵送またはメール添付にて提出してください。

(様式は「CRL認証の申込方法」からダウンロードできます。)

提出先：鹿児島県CRL認証事務局

〒891-0115 鹿児島市東開町3-2 鹿児島県木材協会内

メールアドレス kenmoku-w@k-wood.com

まとめ

- 森林・林業・林産業の注目の高まり
- 合法性+持続性が木材の国際スタンダード
- コンプライアンス
 - 法令遵守は最低限の条件
 - コンプライアンス違反による信用失墜は大きなリスク
- 改正CW法のDD
 - どこまで確認するかは自己責任
 - 必要に応じてサプライヤーの変更を検討すべき
- 材の合法性確認に加え，取引先を選ぶことも重要
 - 森林認証取得企業，認証を活用した地域の取り組み
 - 伐採搬出ガイドラインの取り組み
- 改正CW法を通じ，**林業・林産事業者の企業風土がよりいっそう良くなる効果を期待しています**